

第19期

第26回

総会議事録

令和5年5月17日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和5年5月17日(水)

2. 開催場所 特別会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	欠席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	欠席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時15分

8. 閉会宣言 14時15分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

北島 繁和

署名人

須永 静夫

事務局	<p>ただいまより、第26回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、小林正一郎委員、吉田 直衛委員、黒沢 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。農作業の大変忙しい中、出席いただきありがとうございます。</p> <p>今日は暑いので、上着脱いでいただいて結構です。</p> <p>それでは議事に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>6番 北島 繁和 委員</p> <p>13番 須永 静夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案訂正が3件ございます。</p> <p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>議案書の2ページになります。</p> <p>まず、喜久田9番の農業従事者の欄でございますが3名と記載されておりますが、正しくは4名です。</p> <p>次に、同じく喜久田9番の申請の事由の欄でございますが</p>

	<p>交換No.12と記載されていますが、正しくはNo.10とです。</p> <p>次に、喜久田10番の申請の事由の欄でございますが交換No.11と記載されていますが、正しくはNo.9とです。</p> <p>お詫びして訂正させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番と2番の2件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
<p>古川 弘作 委員</p>	<p>1番と2番の2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、農業開始です。</p> <p>5月9日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。</p> <p>事前審査会の時点では草木が生い茂り、農地復元は難しいと思われましたが、本人が草を刈って、木を抜いて畑にしますということで、昨日現地を見てきたところ木を伐採し、きれいに除草してありました。</p> <p>知人にトラクターでうなってもらうということでやる方から連絡があり、間違いなくやるものと思われます。</p> <p>農機具などは管理機を購入して、知人の指導のもといちじくや野菜などを作付けし、受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に2番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は労力不足、経営拡大です。</p> <p>先月の総会で、今回購入する農地の隣を購入しており数種類の野菜が作付けしてありました。</p> <p>農機具については、管理機などを購入しており近くの土地であれば、もう少し畑を増やしたいとのことでした。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると</p>

	<p>認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、いずれの案件も許可相当と思われるますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番と2番の2件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の2件について許可と決します。</p> <p>次に、3番1件について、付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>3番1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>5月13日に関係者と聴き取り及び現地確認を行いました。</p> <p>受け人所有の水田に隣接する幅1mほどの水田を譲り受けて新たに野菜栽培を行う計画です。</p> <p>周囲が水田のため、排水対策に若干、困難が予想されますが排水対策を指導して参りました。</p> <p>全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等に問題はなく、調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので、いずれの案件も許可相当と思われるますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>3番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)

議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。 吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月9日に佐久間会長、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。</p> <p>借人は園芸カレッジで1年間受講し、野菜を栽培したいとのことです。貸人は義父であり、農地と農機具を借りて本人と妻とで農作業を行い、将来は後を継いで農業をやっていききたいとのことでした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>5番と6番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 5月9日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局職員とともに</p>

事前審査会を開催しました。

申請地は自宅の隣接地でジャガイモなどを栽培する予定で農機具は本人が所有している物を使用し、農作業は本人が行うとのことです。

これらの申請地について、現地調査をしましたがきれいに管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等に問題はありませんでした。

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に6番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、農業開始です。

同じく5月9日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。

使用貸人と使用借人は親子で、農機具は借人が所有しているものを使用し、農作業は両親の協力を得て、借人と妻が野菜等の栽培をするとのことです。

これらの申請地について、現地調査をしましたがきれいに管理されており、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等に問題はありませんでした。

調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	5番と6番の 2件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、5番と6番の 2件について 許可と決します。

	<p>次に、7番 1件について、付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>7番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>昨日、現地調査及び聴き取り調査を行いました。</p> <p>申請地は現在、水田として利用されており、田植えも終わり効率的に利用されておりました。</p> <p>農作業は夫と2人で行います。</p> <p>申請地は自宅より車で30分と遠くにありますが、夫が経営する会社が申請地に隣接し、毎日通勤しておりますので農作業は十分に行えます。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、8番 1件について、付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>8番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>5月12日に現地調査を行い、農地は適正に管理されておりました。</p> <p>また当日、受け人に聴き取り調査を行ったところ申請地は自宅に隣接しており、新たに取得する農地について効率的な利用を確約しておりました。</p> <p>13日に代理人の行政書士に聴き取り調査を行った結果、申請の内容に誤りはありませんでした。</p>

	<p>農作業常時従事要件については、受け人と妻が30年にわたり農作業に従事しており満たしております。</p> <p>地域との調和要件については、受け人の調書及び現地調査を含めて農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じる恐れはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、9番と10番の 2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>9番と10番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず、9番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、10番との交換です。</p> <p>受け人と妻、娘2人が農作業に従事します。</p> <p>次に、10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、9番との交換です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、</p>

	<p>地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>9番と10番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について許可と決します。</p> <p>次に、11番1件について、付議いたします。これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>11番1件について、調査の結果を報告いたします。 5月11日に現地を確認して来ました。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は耕作不便、経営拡大です。 内容は、営農型太陽光発電で、作付けは柿を計画しています。 借人と従業員2名が農作業に従事します。 現地は東西に長い窪地の不形成田で申請地はその一部です。 南側は一段高い水田と住宅です。北側も一段高い農地で周辺農地へ影響はないものと思われます。 全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
濱尾 文博委員	<p>はい。</p>
吉田職代	<p>はい、どうぞ。</p>
濱尾 文博委員	<p>須賀川市の方が耕作するのですか。</p>

佐久間俊一 委員	はい。須賀川市では営農しています。郡山市では初めてです。
吉田職代	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に、12番と13番の 2件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	12番と13番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず12番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 5月9日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局職員とともに 事前審査会を開催しました。 受け人は、農地の隣の空き家を購入する予定で農地と 一緒に購入します。野菜を作って自家消費します。 農作業は受け人と妻があたり、管理機等を買う予定です。 地域行事にも参加、協力するとのことでした。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。 次に13番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は 記載のとおりです。 5月9日に佐久間会長、吉田会長職務代理者、事務局職員とともに 事前審査会を開催しました。 借人は現在、宮城県に住んでいますが近いうちに郡山市に 転勤する予定です。実家が日和田町にありましたが 震災で取り壊したため更地の状態で、転勤を機会に実家の土地に 家を建てたいと考えていましたが、市街化調整区域のため 農業者になりたいとのことでした。

	<p>使用貸人はおばにあたり、いところが農業を営んでいますので機械や栽培手法を協力してもらえるとのことです。</p> <p>借人も週末に来て、水稻栽培の管理をするそうです。</p> <p>地域の行事も参加するとのことです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>12番と13番の 2件について許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、12番と13番の 2件について許可と決めます。</p> <p>次に、14番と15番の 2件について、付議いたします。事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>14番と15番の 2件について、調査の結果を報告いたします。まず、14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、農業廃止、経営拡大です。受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。受け人と息子、娘が農作業に従事します。これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	14番と15番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、14番と15番の 2件について 許可と決します。 次に、16番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	16番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は耕作不便、経営拡大です。 5月12日に現地を調査しました。現地は適正に管理されており また、受け人の自宅近くで今後も充分、管理できると思います。 15日に代理人に聴き取り調査を行いました。申請の内容に 誤りはなく、受け人は妻とともに農業に従事し、 新たに取得する農地について効率的な利用を確約しております。 地域との調和要件については、受け人の調書及び現地調査を 含めて農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に 支障が生じる恐れはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	16番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、16番 1件について

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、17番と18番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>17番と18番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず、17番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、資金を必要とするため、経営拡大です。 受け人と夫が農作業に従事します。</p> <p>次に、18番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、両親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>17番と18番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、17番と18番の 2件について 許可と決めます。</p> <p>次に、19番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>19番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>今回の案件は、先月許可した農地の隣接地で併せて申請する予定でしたが、漏れてしまい申請になりました。</p> <p>調査の結果、周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。</p> <p>全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>19番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、19番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、20番から22番までの 3件について、付議いたします。降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>20番から22番までの3件について、調査の結果を報告いたします。まず20番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>この農地について現地調査しましたが、周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に21番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。</p> <p>この農地について現地調査しましたが、周辺農地と調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので</p>

	<p>許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>次に22番ですが、申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 この農地について現地調査しましたが、周辺農地と 調和の取れた利用状況で適正に管理すると認められます。 農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>20番から22番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、20番から22番までの 3件について 許可と決めます。</p> <p>次に、23番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>23番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>23番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、23番 1件について許可と決します。</p> <p>次に、24番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>24番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、労力不足、経営拡大です。 受け人と社員が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが 申請のあった3筆のうち、田村町大善寺字上石切場66について 事務局から草刈りを行うよう再三、指導しておりましたが 昨日、5月16日午後の現地調査においても 改善が見られませんでしたので、今後草刈りを行ってから 再度申請するよう指導を行いました。</p> <p>以上、24番 1件につきましては 耕作に供する意思が確認できず、農地法第3条第2項第1号の 全部効率要件を満たさないことから、不許可相当と思われませんが ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>24番 1件について、 不許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、24番 1件について許可しない、不許可と決します。</p> <p>次に、25番から29番までの 5件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>25番から29番までの5件について調査の結果を報告いたします。 まず25番ですが、使用貸人、使用借人及び土地の表示は、</p>

記載のとおりです。

申請の事由は、相手方要望、経営継承です。

借人と両親が農作業に従事します。

次に、26番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、27番から29番までとの交換です。

受け人が農作業に従事します。

次に、27番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、26番との交換です。

受け人と妻が農作業に従事します。

次に、28番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、26番との交換です。

受け人と妻が農作業に従事します。

次に、29番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は、26番との交換です。

受け人が農作業に従事します。

これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。

また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの報告について、
ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 25番から29番までの 5件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、25番から29番までの 5件について許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番から3番までの 3件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>1番から3番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。農地区分は農用地です。</p> <p>申請の事由は営農型太陽光発電設備工事に伴う搬入路です。</p> <p>現地は東西に長い窪地の不整形地で、申請地は道路側です。南側は一段高い水田と住宅です。北側も一段高い農地で周辺農地へ影響はないものと思われます。</p> <p>11日に現地を確認した時は、通路側しか草刈りしていなくて連絡したところ、翌日午後にはきれいになっていました。</p> <p>調査の結果、一時転用後に農地として利用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われますがご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>次に2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は営農型太陽光発電設備設置です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>現地は東西に長い窪地の不整形地で、申請地は一部です。南側は一段高い水田と住宅です。北側も一段高い農地です。</p> <p>雨水は自然透水で汚水は発生しません。</p> <p>調査の結果、周辺農地への影響はないと考えられます。</p>

農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に3番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。

5月10日に現地を確認して来ました。農地区分は農用地です。申請の事由は水道工事に伴う資材と重機置場のための一時転用です。現地の東側と南側は道路で、北側と西側は水田ですが農地の形状を変えずに鉄板を敷きます。

雨水は自然透水、汚水は仮設トイレを設置します。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく一時転用後に農地として使用できる状態に回復すると認められますので許可相当と思われるが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉田職代

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

1番から3番までの3件について、調査結果の補足説明をいたします。

まず、タブレットの1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。

許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。

次に、2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

	<p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 1番 同様です。</p> <p>次に、3番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明いたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
吉田職代	<p>1番から3番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
吉田職代	<p>異議ないものと認め、1番から3番までの 3件について、 許可と決めます。 議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は農業用機械及び軽トラック駐車場です。 現在、自宅前に駐車スペースがありますが、手狭なため 自宅近くに駐車スペースが必要になりました。 5月12日に現地確認及び受け人に話を聴いて来ました。 現地は受け人の自宅に隣接しており、50年以上前から 渡し人から借りており、以前は水稻の育苗をしていましたが</p>

	<p>近年は花壇及び防風のための植木スペースになっていました。</p> <p>農業委員会事務局の指導もあり、現在植木は撤去されており 顛末書も添付されております。</p> <p>近隣農地の被害防除については、駐車場は砂利敷きとしますが 申請地北側に田んぼがあり、雨水は地下浸透とし、かつ 土留めを施し土砂と雨水流出を防ぎます。</p> <p>汚水、雑排水の使用はありません。</p> <p>また建築物を建てない旨の念書が提出されており 今まで通り日照、風通し等への影響はないと考えられます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の 一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で 既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に、5番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。

	<p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は公共工事に伴う砂利置場、資材置場です。</p> <p>申請書には念書、顛末書が添付されております。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、6番から8番までの 3件について付議いたします。</p> <p>岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>6番から8番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず6番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は一般住宅です。</p> <p>5月13日に現地調査をし、話を聴いて来ました。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>使用借人は現在、賃貸の集合住宅に住んでいますが</p>

子供が産まれたことで手狭になり、子供の夜泣きなど生活音に関して近隣住民に配慮しなければならず、住宅建築を
決断しました。

申請地は妻の父親の土地で近くに両親が住んでおり
土地を選定した理由となっています。

申請地の南側に農地がありますが、建物からの距離を十分に
確保し、支障はありません。

また、西・北に農地がありますが義父の所有地で現在、
休耕中で今後も耕作の予定はないとのことです。

造成地は土留めをし、転圧施工し土砂の流出を防ぎます。

取水は隣接市道に埋設されている市水道本管より引き込みます。

雨水は建物雨樋と通し既存側溝に流し、それ以外は自然浸透とします。

汚水は合併浄化槽で処理後に既存の側溝へ排水します。

次に7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は一般住宅です。

同じく5月13日に現地調査をしました。

農地区分は第2種農地と判断しました。

申請人は現在、市内のアパートに夫婦2人で住んでいますが
家族が増える予定で手狭になったため家を建てることにしました。

新築するにあたり、通勤及び将来家族が増えることを考え
敷地が広く高台にあることから当地を選びました。

申請地は平坦地で北側は農地ですが、崖地で南側は市道、
東西に農地がありますが、段差があり日照等の懸念は
ありません。

取水は南側市道に埋設されている市水道本管より行います。

雨水は自然浸透及び南側側溝に排水します。

汚水は合併浄化槽で処理後に南側側溝へ排水します。

次に8番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は
記載のとおりです。

申請の事由は太陽光発電設備工事のための資材置場のための
一時転用です。

同じく5月13日に現地調査をしました。

農地区分は農用地です。

申請地は本工場の場所から近く、平坦地で手を加えることなく使用できることから当地を借りることにしたそうです。

取水は必要としません。

雨水は敷地内に自然浸透します。

汚水は発生しません。

資材置場撤去後は、全体をならし耕作できるようにするとの
確約書が添付されています。

以上3件とも、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく
許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

6番から8番までの3件について、調査結果の
補足説明をいたします。

まず、6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで
農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、
第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び
第3種農地のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は2-1-(1)-カ-イで、第2種農地の転用は
申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが
農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから
許可できると考えています。

次に、7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで
6番 同様です。

許可基準は2-1-(1)-カ-イで、
6番 同様です。

次に、8番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

	<p>農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>6番から8番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、6番から8番までの 3件について、 許可と決します。 以上で、議案第2号を終わります。 続いて、議案第3号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の 規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を 求められたので、この適否についてお諮りいたします。 1番から13番までの 13件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1番から13番までの 13件について 利用権設定9件、所有権移転4件の申請があり 現地調査及び審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますが ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から13番までの 13件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番から13番までの 13件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は地目変更です。</p> <p>事務局職員と5月2日に現地調査を行いました。</p> <p>この案件は3月の総会において、非農地と判断された農地の隣接地で前回漏れたものです。</p> <p>申請地は窪地になっており、排水するところがなく雨水の流入により池のような状態になっており農地への進入路も完備されていないため車では入れません。</p> <p>農地への復元は困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安 委員	<p>調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は地目変更です。</p>

	<p>現地調査及び所有者から聴き取りを実施しました。</p> <p>申請地は山林に囲まれており、50年くらい前から耕作されず山林化していました。</p> <p>2年ほど前に近くの住民から台風等で住宅に被害が出るおそれがあるので伐採してほしいと言われ、伐採しました。</p> <p>農地への復元は困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から6番までの 6件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から19番までの 19件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から7番までの 7件について通知書の提出があったので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p>

	ただいまの 第1号から第3号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。
	(なし)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第26回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第26回総会（令和5年5月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

28件で、田 21, 150.95㎡ 畑 22, 543.00㎡ でした。

第5条 農地の転用は

8件で、営農型太陽光発電設備1件、駐車場1件、一般住宅2件、一時転用4件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。